

子ども・子育て支援新制度において

南相馬市が条例で定める各基準について

意見を募集します！

国では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保及び地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした「子ども・子育て関連3法^a」を平成24年8月に制定しました。

この「子ども・子育て関連3法」に基づく子ども・子育て支援新制度が、平成27年度からスタートする予定です。

子ども・子育て支援新制度において、次に掲げる施設や事業の設備及び運営の基準等は「子ども・子育て関連3法」に基づき、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で定めることとされており、現在、本市においても当該基準を検討しているところです。

■ 条例で定める基準

- 1 地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業）の設備及び運営に関する基準
- 2 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営に関する基準
- 3 子ども・子育て支援法により確認を受けた「特定教育・保育施設」及び「特定地域型保育事業」の運営に関する基準
- 4 子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準

*子ども・子育て支援新制度に伴う各種基準を定めるにあたりまして、多くの市民の皆様のご意見を反映させるため、広く意見を募集します。

募集期間：平成26年7月15日（火）から平成26年8月4日（月）まで

内 容

1. 子ども・子育て支援新制度とは	2
2. 条例で定める基準とは	2
3. 南相馬市が定める基準について	2
(1) 地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の設備及び運営に関する基準	2
(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営に関する基準	3
(3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準	3
(4) 子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準	3
4. 南相馬市が定める基準案の基本的な考え方	4
5. 南相馬市が定める基準案について	4
6. 意見募集要領	4
(1) 募集期間	4
(2) 提出方法	4
(3) ご注意いただきたいこと	5
(4) お問い合わせ先	5

^a 「子ども・子育て支援法」、「就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「こども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」をいいます。

1.子ども・子育て支援新制度とは

子ども・子育て支援新制度は、消費税率引き上げによる財源を活用して、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進め得る仕組みを導入し、待機児童を解消するとともに、幼児教育・保育及び子育て支援の質・量を充実させようとするものです。

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所や地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の費用の給付が「子どものための教育・保育給付」として一本化されるため、これらを利用しようとするときは、保護者は利用する子どもごとに市町村から次の区分の認定を受けることになります。

		1号認定	2号認定	3号認定
対象となる子ども		保育を必要としない満3歳以上の幼児	保育を必要とする満3歳以上の幼児	保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利用できるもの	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○	—	—
	保育所	—	○	○
	地域型保育事業	—	—	○

2.条例で定める基準とは

設備や運営の基準は、利用する子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するために定められた基準です。

例えば、施設に配置する施設長や直接子どもの処遇に関わる職員その他の職員の資格要件や配置基準に関する基準、保育室の床面積や給食設備などの設備に関する基準を定めます。

これらの基準を条例で定めるに当たっては、省令で定められている「従うべき基準（地域の実情に応じて上回る基準を定めることができる。）」及び「参照すべき基準」に沿って定めることが「子ども・子育て関連3法」で義務付けられています。

3.南相馬市が定める基準について

「子ども・子育て関連3法」に基づき、省令を踏まえて定める基準は次のとおりです。

(1) 地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の設備及び運営に関する基準

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（以下「地域型保育事業」といいます。）は、子ども・子育て支援新制度において、新たに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく南相馬市の認可事業として位置付けられることになりました（改正福祉児童法⁶第34の16第1項）。

これに伴い、地域型保育事業にかかる設備及び運営の基準を定めることになります。

子ども・子育て支援新制度における地域型保育事業の内容は次のとおりです。

- ⊕ 家庭的保育事業…南相馬市が認定した家庭的保育者の居宅等（利用定員が5人以下）で、家庭的な雰囲気の中で保育を行う事業です。
- ⊕ 小規模保育事業…保育施設（利用定員が6人以上19人以下であるもの）で保育を目的とした様々なスペースで、小規模な保育を行う事業です。
- ⊕ 居宅訪問型保育事業…乳幼児の居宅において、南相馬市が認定した家庭的保育者が保育を行う事業です。
- ⊕ 事業所内保育事業…事業主が主として従業員の仕事と育児の両立支援策として実施。従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子ども（地域枠）にも保育を提供する事業です。

^b 市町村における保育の体制の整備状況等を勘案して認められた場合に限りです。

^c 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により改正された児童福祉法

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営に関する基準

児童福祉法第6条の3に基づく事業で、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、学校の授業終了後等に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

子ども・子育て支援新制度において、設備及び運営の基準を定めることとなります（改正児童福祉法第34条の8の2第1項）。

分類	主な基準案
従事する者に関する基準	●児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項に該当する「児童の遊びを指導する者」（保育士、教諭免許を有する者等）であって、研修を受講した者とする。
員数に関する基準	●職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とする。
集団の規模に関する基準	●児童の集団の規模はおおむね40人までとする。 ※40人を超えるクラスは、クラブの分割や複数の集団に分けた対応に努める。 ※「児童数」は「毎日利用する児童の人数」に「一般的に利用する児童の平均利用人数」を加えた数で捉える。
施設・設備に関する基準	●専用室は児童の生活の場としての機能が十分に確保され、事業の実施時間帯を通じて専用で利用でき、面積は「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」とする。
開所日数・時間に関する基準	●開所日数については、年間250日以上を原則とし、開所時間については、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とする。
その他の基準	●「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「保護者・小学校等との連携性」、「事故発生時の対応」等を定める。

(3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

子ども・子育て支援新制度では、学校教育法、児童福祉法等に基づく給付を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、南相馬市が子ども・子育て支援法に基づく給付を行う対象施設・事業として「確認」することとされており、給付を受ける施設・事業は次のように分類されます。

分類	特定教育・保育施設	特定地域型保育事業
該当する施設及び事業	●認定こども園 ●幼稚園 ●認可保育所	●家庭的保育事業（保育ママ） ●小規模保育事業 ●居宅訪問型保育事業 ●事業所内保育事業

これらの特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業の事業者は、南相馬市が定める運営基準を遵守しなければならないこととされています。

(4) 子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準

従来は、保育所入所申請の際に、入所判定と「保育に欠けること」の認定を同時に行っていましたが、新制度では入所判定とは独立した手続きとして「保育が必要なこと」の認定を行うこととなります。

この「保育の必要性」の認定に当たっては、客観的基準に基づき子ども1人1人につき「保育の必要性があるかどうか、保育は1日につき保育標準時間（11時間程度）か短時間（8時間程度）の利用なのか等」の認定を市町村が行い、認定証を交付することとなります。

【子ども・子育て支援法による認定区分】

保育の必要性の認定		
満3歳以上で保育が不要	1号認定	教育標準時間
満3歳以上で保育が必要	2号認定	保育短時間
		保育標準時間
満3歳未満で保育が必要	3号認定	保育短時間
		保育標準時間

※保育標準時間：11 時間程度、保育短時間：8 時間程度

4.南相馬市が定める基準案の基本的な考え方

南相馬市が条例で定める基準については、国が示している基準と本市の実情を比較検討した結果、適当であると判断し、国の基準を用いて本市の基準を定めることとします

5.南相馬市が定める基準案について

別添「子ども・子育て支援新制度に係る基準（案）」のとおりです。

6.意見募集要領

子ども・子育て支援新制度において南相馬市が条例で定める基準案について、市民のみなさまの意見を募集します。

今後、みなさまからお寄せいただいた意見を考慮し、さらに基準案の検討を進め、条例案として南相馬市議会に提出する予定です。

(1) 募集期間

平成 26 年 7 月 15 日（火）から平成 26 年 8 月 4 日（月）まで（21 日間） ※期間内必着

(2) 提出方法

様式は自由です。住所・氏名・電話番号を明記のうえ、窓口を持参・郵便・ファックス・電子メール等でご提案ください。（法人や団体の場合は、名称・所在地・代表者名を明記してください。）。

⊕ 郵送または持参の場合

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地

南相馬市教育委員会事務局幼児教育課 あて

【受付時間 8 時 30 分から 17 時 15 分（土曜日・日曜日、国民の祝日を除きます。）】

⊕ ファックスの場合

南相馬市教育委員会事務局幼児教育課 あて

FAX：0244-23-7782

⊕ 電子メールの場合

メールアドレス：yojikyoiiku@city.minamisoma.lg.jp

(3) ご注意いただきたいこと

- ◆電話や口頭によるご意見の受付には応じかねますので、ご了承ください。ただし、障がいのある方で、上記の方法によることが困難な方につきましては、電話等による対応を行いますので、下記問い合わせ先にお問い合わせください。
- ◆ご意見に対しての個別回答はいたしかねますので、ご了承ください。
- ◆氏名及び住所等の個人情報については、南相馬市個人情報保護条例の規定に基づき、厳正に取り扱います。

(4) お問い合わせ先

南相馬市教育委員会事務局幼児教育課

☎0244-24-5242 / fax 0244-23-7782 / ✉ yojikyoiiku@city.minamisoma.lg.jp

☎975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地

(参考) 本資料公表場所

1. 南相馬市教育委員会事務局幼児教育課（南相馬市原町区本町二丁目 27 番地 市役所 2 階）
2. 小高区市民福祉課、鹿島区市民福祉課
- 3 各生涯学習センター
4. 市民情報交流センター
- 5 市ホームページ

子ども・子育て支援新制度に係る基準（案）

- 1 地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の設備及び運営に関する基準（案）
- 2 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営に関する基準（案）
- 3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）
- 4 子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準（案）

1 地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の設備及び運営に関する基準（案）

国においては、以下の事項を「従うべき基準（以下、表中において（従）」、それ以外の事項は「参酌すべき基準（以下、表中において（参）」とした。

ア 職員の資格、その員数

イ 乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの

【各事業共通】

項 目	国 基 準	本市基準案
一般原則 (参)	- 事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 - 事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 - 事業者は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 - 事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 - 事業所（居宅訪問型保育事業を除く。）には、法に定めるそれぞれの事業目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 - 事業所（居宅訪問型保育事業を除く。）の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児の危害防止に十分な考慮を払って設けなければならない。	国基準と同様
連携施設 (従)	事業者（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、事業者による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、以下の事項に係る連携協力を行う連携施設（幼稚園、保育所、認定こども園）を確保しなければならない。 ※連携事項 ①集団保育の機会設定②代替保育の提供 ③当該保育終了後の受け入れ等 ※経過措置 連携施設の確保が著しく困難であって適切な支援を行うことができる市町村が認める場合は、省令施行日から起算して5年を経過する日までの間連携施設を確保しないことができる。	国基準と同様
非常災害 (参)	- 事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。 - 避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならない。	国基準と同様
職員の一般 的要件 (参)	職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	国基準と同様
研修等 (参)	- 職員は、事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持向上に努めなければならない。 - 事業者は、職員に対し研修の機会を確保しなければならない。	国基準と同様
嘱託医 (従)	事業者（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、嘱託医を置かななければならない。 ※連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可とする。	国基準と同様
保育時間 (参)	保育時間は、1日8時間を原則とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、当該事業を行う者が定める。	国基準と同様

項 目	国 基 準	本市基準案
平等取扱い、虐待等、懲戒権限濫用の禁止 (従)	- 事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分による差別的取り扱いをしてはならない。 - 事業者の職員は、利用乳幼児に対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号（身体暴行、わいせつ行為、著しい減食、長時間の放置、暴言、拒絶的な対応、心理的な外傷を与える言動等）その他利用当該乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 - 懲戒に関し利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を乱用してはならない。	国基準と同様
衛生管理等 (参)	- 事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生上必要な措置を講じ衛生的な管理に努めなければならない。 - 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 - 事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、適正に管理しなければならない。	国基準と同様
事業所等内部の規定 (参)	- 事業者は、事業の運営について以下の事項を定めておかなければならない。 ①事業の目的及び運営の方針 ②提供する保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ⑤保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥乳児、幼児の区分ごとの利用定員 ⑦事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置に関する事項 ⑪その他事業の運営に関する重要事項	国基準と同様
帳簿 (参)	事業者は、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	国基準と同様
秘密保持等 (従)	- 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 - 事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。	国基準と同様
苦情対応 (参)	事業者は、利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じなければならない。	国基準と同様
耐火基準 (参)	保育室等を 2 階以上に設ける場合（家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業を除く。）耐火建築物又は準耐火建築物、避難階段等を設置	国基準と同様

項 目	国 基 準		本市基準案
給食（従） ※ 居宅訪問型保育事業を除く	給食	自園調理 （調理業務委託又は連携施設からの搬入可とする。） ※ 同一事業者が運営する小規模保育事業者若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関を含む。 ※ 事業所内保育事業については、現在自園調理をしていない事業から移行する場合は省令施行日から起算して5年経過する日までに体制を整える前提で経過措置あり。	国基準と同様
	設備	調理設備 （搬入の場合は、加熱、保存等の調理機能を有する設備） ※ 事業所内保育事業：利用定員 20 人以上は調理室 利用定員 19 人以下は調理設備	国基準と同様
	職員	調理員 ※ 調理業務を全部委託する場合や連携施設等からの搬入の場合は置かないことができる。 ※ 家庭的保育事業については、保育を行う子どもが 3 人以下の場合、家庭的保育補助者で対応可とする。	国基準と同様

(1) - 1 小規模保育事業（A型）の設備及び運営に関する基準案

項 目	国 基 準		本市基準案
保育従事者（従）	保育士	※ 当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。	国基準と同様
職員数（従）	- 保育士の数は、次の区分に定める数の合計数に 1 人を加えた数以上とする。 ・ 乳 児 おおむね 3 人につき 1 人 ・ 1・2 歳児 おおむね 6 人につき 1 人 ※ 満 3 歳以上児に係る保育の体制の整備状況その他の地域の事情を勘案して保育が必要と認められる児童を受け入れる場合 3 歳児 おおむね 20 人につき 1 人 4・5 歳児 おおむね 30 人につき 1 人		国基準と同様
設備・面積（参）	保育室等	乳児室又はほふく室 乳児・1 歳児 1 人につき 3.3 m ² 保育室又は遊戯室 2 歳児以上 1 人につき 1.98 m ² 便所	国基準と同様
	屋外遊戯場	満 2 歳以上児 1 人につき 3.3 m ² ※ 事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。	国基準と同様

(1) -2 小規模保育事業（B型）の設備及び運営に関する基準案

項 目	国 基 準		本市基準案
保育従事者 (従)	1/2 以上保育士 ※当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。 ※保育士以外は、市町村長が行う研修を修了した者とする。		国基準と同様
職員数 (従)	・ 保育従事者の数は、次の区分に定める数の合計数に 1 人を加えた数以上とする。 ・ 乳 児 おおむね 3 人につき 1 人 ・ 1・2 歳児 おおむね 6 人につき 1 人 ※ 満 3 歳以上児に係る保育の体制の整備状況その他の地域の事情を勘案して保育が必要と認められる児童を受け入れる場合 3 歳児 おおむね 20 人につき 1 人 4・5 歳児 おおむね 30 人につき 1 人		国基準と同様
設備・面積 (参)	保育室等	乳児室又はほふく室 乳児・1 歳児 1 人につき 3.3 m ² 保育室又は遊技室 2 歳児以上 1 人につき 1.98 m ² 便所	国基準と同様
	屋外遊戯場	満 2 歳以上児 1 人につき 3.3 m ² ※ 事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。	国基準と同様

(1) -3 小規模保育事業（C型）の設備及び運営に関する基準案

項 目	国 基 準		本市基準案
保育従事者 (従)	・ 家庭的保育者 市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 ・ 家庭的保育補助者 市町村長が行う研修を修了した者		国基準と同様
職員数 (従)	・ 3 歳未満児 おおむね 3 人につき 1 人 (家庭的保育補助者を置く場合は、おおむね 5 人につき 2 人)		国基準と同様
設備・面積 (参)	保育室等	乳児室又はほふく室 乳児・1 歳児 1 人につき 3.3 m ² 保育室又は遊戯室 2 歳児以上 1 人につき 1.98 m ² 便所	国基準と同様
	屋外遊戯場	満 2 歳以上児 1 人につき 3.3 m ² ※ 事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。	国基準と同様
利用定員 (従)	6 人以上 10 人以下 ※省令の施行日から起算して 5 年を経過する日までの間、利用定員を 6 人以上 15 人以下とすることができる経過措置あり。		国基準と同様

(2) 事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準案

項 目	国 基 準	本市基準案
保育従事者 (従)	・利用定員 20 人以上（保育所型事業所内保育事業者）全て保育士 ・利用定員 19 人以下（小規模型事業所内保育事業者） 半数以上保育士 ※ 当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。 ※ 保育士以外は市町村長が行う研修を修了した者とする。	国基準と同様
職員数 (従)	・利用定員 20 人以上（保育所型事業所内保育事業者） 乳児 おおむね 3 人につき 1 人 1・2 歳児 おおむね 6 人につき 1 人 ※ 常時保育士 2 人を下回ることはいできない。 ・利用定員 19 人以下（小規模型事業所内保育事業者） ・ 保育従事者の数は、次の区分に定める数の合計数に 1 人を加えた数以上とする。 乳 児 おおむね 3 人につき 1 人 1・2 歳児 おおむね 6 人につき 1 人 ※ 満 3 歳以上児に係る保育の体制の整備状況その他の地域の事情を勘案して保育が必要と認められる児童を受け入れる場合 3 歳児 おおむね 20 人につき 1 人 4・5 歳児 おおむね 30 人につき 1 人	国基準と同様
設備・面積 (参)	保育室等 ・利用定員 20 人以上 乳児・1 歳児 乳児室 1 人につき 1.65 m² またはほふく室 1 人につき 3.3 m² 2 歳以上児 保育室 1 人につき 1.98 m² ・利用定員 19 人以下 乳児室・ほふく室 1 人につき 3.3 m² 保育室 1 人につき 1.98 m² ・便所	国基準と同様
	屋外遊戯場 - 満 2 歳以上児 1 人につき 3.3 m² ※ 事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。	国基準と同様
地域枠の受 入れ (参)	事業主が雇用する労働者の子ども以外の地域の子どもを受け入れる「地域枠」（満 3 歳未満児）については、別表 1 の「地域枠の定員」以上とする。	国基準と同様

別表 1

利 用 定 員		地域枠の定員
1 ～ 10 人	1 ～ 5 人	1 人
	6 ～ 7 人	2 人
	8 ～ 10 人	3 人
11 ～ 20 人	11 ～ 15 人	4 人
	16 ～ 20 人	5 人
21 ～ 30 人	21 ～ 25 人	6 人
	26 ～ 30 人	7 人
31 ～ 40 人		10 人
41 ～ 50 人		12 人
51 ～ 60 人		15 人
61 ～ 70 人		20 人
71 人以上		20 人

(3) 家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準案

項 目	国 基 準	本市基準案
保育従事者 (従)	・家庭的保育者 市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 ・家庭的保育補助者 市町村長が行う研修を修了した者	国基準と同様
職員数 (従)	・3歳未満児 おおむね3人につき1人 (家庭的保育補助者を置く場合は、おおむね5人につき2人)	国基準と同様
設備・面積 (参)	保育室等 ・保育を行う専用居室 1人につき 3.3 m² (部屋自体は 9.9 m²以上が必要) ・便所	国基準と同様
	屋外遊戯場 ・同一の敷地内に遊戯等に適した広さの庭 ※ 付近にある代わるべき場所を含む。 2歳以上児 1人につき 3.3 m²	国基準と同様

(4) 居宅訪問型保育事業の設備及び運営に関する基準案

項 目	国 基 準	本市基準案
提供保育 (従)	障害・疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児	国基準と同様
保育従事者 (従)	・家庭的保育者 市町村長が行う研修を修了した保育士、又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	国基準と同様
職員数 (従)	・家庭的保育者 1人が保育できる乳幼児(3歳未満児)は1人	国基準と同様
連携施設 (従)	乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ連携する障がい児入所施設等を確保する。	国基準と同様

2 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営に関する基準（案）

国においては、以下の事項を「従うべき基準」、それ以外の事項は「参酌すべき基準」とした。

・ 従事する者及び教員数

項 目	国 基 準	本市基準案
従事する者 （従）	- 事業所ごとに放課後児童支援員を置く。 - 放課後児童支援員は、次のいずれかにあつて、都道府県知事が行う研修を終了した者とする。 保育士、社会福祉士、高等学校卒業者等であつて2年以上児童福祉事業に従事した者、教員免許を有する者（幼稚園・小学校・中学校・高等学校）、大学・大学院で社会福祉学・心理学・教育学・社会学・学術学若しくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者、高等学校卒業者等であつて2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事し市町村長が適用と認めた者等 ※ 経過措置：平成32年3月31日まで終了することを予定している者を含む。	国基準と同様
教員数 （従）	- 放課後児童支援員数は、「支援の単位」ごとに2人以上配置することとし、うち1名を除き補助員でも可 ※ 「支援の単位」は、放課後児童健全育成事業において、その提供が同時に一または複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。 20人未満の小規模クラブについては、専任の有資格職員1名と、同一敷地内にある施設の兼務職員1名でも支障がない場合は可	国基準と同様
「支援の単位」の規模 （参）	「支援の単位」を構成する児童数は、おおむね40人以下とする。	国基準と同様
事業の一般原則 （参）	- 事業における支援は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し家庭、地域等との連携のもと、児童の自主性、社会性、創造性の向上、基本的生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図ることを目的とする。 - 事業者は、利用者の人権に配慮し、人格を尊重した運営を行う。 - 事業者は、地域社会との交流・連携し、保護者・地域社会に対する運営内容の説明に努める。 - 事業者は、運営内容を自己評価し、その結果の公表に努める。 - 事業を行う場合の構造設備は、採光、保健衛生、危害防止に十分な考慮を払って設ける。	国基準と同様
職員の一般的要件 （参）	職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の倫理および実際について訓練を受けた者とする。	国基準と同様
職員の知識および技能向上等 （参）	- 職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成に必要な知識および技能の修得、維持および向上に努める。 - 事業者は、職員に対し、資質の向上のための研修機会を確保する。	国基準と同様
施設・設備 （参）	- 専用区画（遊びおよび生活の場としての機能、静養のための機能を備えた区間）を設け、支援に必要な設備・備品等を備える。 - 専用区画の面積は児童1人につきおおむね1.65㎡以上を確	国基準と同様

項 目	国 基 準	本市基準案	
	保する。 ・ 専用区画や設備備品等は、開所している時間帯を通じて専用とするが、児童の支援に支障がない場合は、この限りではない。	国基準と同様	
衛生管理等 (参)	・ 利用者の使用する設備、食器等または飲用する水についての衛生管理に努める。 ・ 感染症または食中毒の発生、まん延の防止措置に努める。 ・ 必要な医薬品その他の医薬品を備え、適正に管理する。	国基準と同様	
開所時間・開 所日数 (参)	・ 開所時間は、小学校の休業日につき 1 日 8 時間以上、それ以外につき 1 日 3 時間以上を原則として、保護者の労働時間、小学校の授業終了時刻等を考慮して事業者が事業所ごとに定める。 ・ 開所日数は、年間 250 日以上を原則として、保護者の就労日数、小学校の休業日等を考慮して事業者が事業所ごとに定める。	国基準と同様	
その他、 基準 (参)	非常災害 対策	・ 軽便消火器等の消化用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努める。 ・ 避難および消火訓練は、定期的に行う。	国基準と同様
	平等取 扱い	・ 事業者は、利用者の国籍、信条、または社会的身分による差別的取扱いをしてはならない。	国基準と同様
	虐待等 の防止	・ 利用者に対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号掲げる行為（身体暴行、わいせつ行為、著しい減食、長時間の放置、暴言、拒絶的な対応、心理的な外傷を与える行動等）その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	国基準と同様
	個人情報 管理 (秘密 保持等)	・ 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。 ・ 事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。	国基準と同様
	保 護 者・小 学 校等 との 連携	・ 常に保護者と密接な連絡をとり、相互理解に努める。 ・ 市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等と密接に連携して利用者の支援にあたる。	国基準と同様
	事故発 生時の 対応	・ 事業者は、事故が発生した場合は、速やかに保護者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。 ・ 事業者は、利用者に対する支援により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。	国基準と同様
	苦情へ の対応	・ 事業者は、苦情を受け付けるための窓口を設置する。 ・ 事業者は、市町村から指導・助言を受けた場合は、必要な改善を行う。	国基準と同様
	運営規定	・ 事業者は、事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規定を定めておく。 ①事業の目的および運営方針 ②職員の職種、員数、職務内容 ③開所している日および時間 ④支援内容および保護者が支払うべき額 ⑤利用定員 ⑥通常の事業の実施地域	国基準と同様

項 目	国 基 準	本市基準案
	⑦利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置に関する事項 ⑪その他事業の運営に関する重要事項	国基準と同様
帳簿	・ 事業者は、職員、財産、収支および利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておく。	国基準と同様

ア 利用定員

※「国基準」中の「法」は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）をいう。

1

項目	国 基 準	本市基準案
利用開始に伴う基準	- 施設・事業者は、市町村が保護者から求めがあった場合等に行う利用についてのあつせん及び要請にできる限り協力しなければならない。 - 施設（認定こども園又は保育所）・事業者は、保育の需要に応ずる施設や事業等が不足又は不足するおそれがある場合等に市町村が行う利用についての調整及び要請にできる限り協力しなければならない。	国基準と同様
支給認定証の確認、支給認定申請の援助（参）	- 施設・事業者は、利用開始に当たって、支給認定証により受給資格の確認（区分、有効期間等）を行う。 - 施設、事業者は、支給認定申請が行われていない場合には、申し込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がなされるよう援助をする。	国基準と同様
教育・保育の提供に伴う基準	- 幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領も踏まえる）、子どもの心身の状況等に応じて教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 - 地域型保育事業は保育所保育指針に準じて、子どもの心身の状況等に応じて、地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	国基準と同様
平等取扱い、虐待・懲戒権限濫用の禁止（従）	- 施設・事業者は、子どもの国籍、信条、社会的身分、費用負担の有無により差別的取扱いをしてはならない。 - 職員は、園児に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 - 懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限を濫用してはならない。	国基準と同様
地域型保育事業の連携施設（従）	事業者（居宅訪問型保育事業者を除く）は、地域型保育が適正かつ確実に実施され、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、連携施設（幼稚園、保育所、認定こども園）を確保しなければならない。 ※連携事項 ①集団保育の機会設定、②代替保育の提供、③当該保育の終了後の受け入れ等（経過措置あり）	国基準と同様
利用者負担額等の受領（従）	施設・事業者は、保護者から法定の利用者負担額の支払いを受ける。この額のほか、あらかじめ保護者に金銭の使途、額、理由等の説明を行い同意を得た上で、教育・保育の質の向上を図るための特に必要であると認められる対価や次の費用は保護者から受け取ることができる。受領後は領収書を交付する。 なお、質の向上のための対価については、文書による同意を得なければならない。 ①日用品、文房具、教育・保育に必要な備品購入費 ②行事への参加に要する費用 ③食事（法第19条第1項第2号の子どものに係る主食の提供費用に限る。） ④施設、事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 ⑤その他提供される便宜で適当と認められるもの	

項 目	国 基 準	本市基準案
教育・保育の提供に伴う基準	施設・事業者が、特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容については、当該施設、事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。	国基準と同様
	施設・事業者は、教育・保育を受けている子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって、給付を受け、又は受けようとしたときは、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	国基準と同様
管理・運営等に関する基準	- 施設・事業者は、運営規程において、以下の事項を定めなければならない。 ①施設・事業の目的及び運営の方針 ②提供する教育・保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ⑤利用料等に関する事項 (実費徴収、上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む) ⑥利用定員 ⑦施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 (入園資格、選考を行う場合の基準を含む) ⑧緊急時における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他施設・事業の運営に関する重要事項	国基準と同様
秘密保持等 (従)	- 施設・事業の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその家族の秘密を漏らしてはならない。 - 施設・事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 - 施設・事業者は、小学校、他の教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、子どもの情報を提供する際は、あらかじめ、文書により保護者の同意を得ておかなければならない。	国基準と同様

項 目	国 基 準	本市基準案
管理運営等に関する基準	○事故発生（再発）の防止 - 施設・事業者は、事故発生及び再発防止のため、次の措置を講じなければならない。 ①事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告・分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 ③事故発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。 ○事故発生時の対応 - 施設・事業者は、事故が発生した場合の対応として、次の措置を講じなければならない。 ①事故が発生した場合、保護者（家族）、市町村に速やかに連絡を行うこと。 ②発生した事故の状況及び処置等について記録をとること。 ③賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。	国基準と同様
評価 （参）	- 施設・事業者は、自らその提供する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 - 施設は、定期的に保護者その他の特定教育・保育関係者（当該施設職員を除く）又は外部の者による評価を受けて、事業者は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	国基準と同様
苦情解決 （参）	- 施設・事業者は、入所者、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情受付窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。 - 施設・事業者は、苦情に関連して確認主体である市町村が行う指導監督等に対し必要な協力、改善等を行わなければならない。	国基準と同様
会計の区分 （参）	施設・事業者は、教育・保育施設、地域型保育事業の会計をその他の会計と区分しなければならない。	国基準と同様
記録の整備 （参）	- 施設・事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。 - 施設・事業者は、支給認定を受けた子どもに対する教育・保育及び特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 ①特定教育・保育、特定地域型保育に当たっての計画 ②特定教育・保育、特定地域型保育に係る事項の提供記録 ③市町村への通知に係る記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	国基準と同様

4 子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準（案）

子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号の「保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由」との規定を受けて、いわゆる「保育の必要性」の認定基準を定めるものとなっています。

国基準では、以下の 3 点について認定基準を策定することとなっており、市では、この国基準を踏まえ条例等を定めることとなります。

ア「事由」：保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由

イ「区分」：保育標準時間又は保育短時間の保育必要量の区分

ウ「優先利用」：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

項 目	国 基 準	本市基準案
「保育の必要性」の事由	次のいずれかの事由に該当すること。 ①就労（フルタイムのほか、パートタイムなど基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。）、居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。） ②妊娠・出産 ③保護者の疾病・傷害 ④同居の親族（長期入院等をしている親族を含む。）の常時介護・看護 ⑤災害復旧 ⑥継続的な求職活動（起業の準備を含む。） ⑦就学（職業訓練校等での職業訓練を含む。） ⑧虐待やDVのおそれがあること ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。 ⑩その他、上記に類する理由として市町村が認める場合	市の現状を鑑み、適正な保育を確保するため、国基準を踏襲する。
区分（保育必要量）	①保育標準時間 1 日 11 時間までの利用に対応 就労時間の下限：1 週当たり 30 時間 ②保育短時間 1 日 8 時間までの利用に対応 就労時間の下限：1 か月当たり 48 時間以上 64 時間以下の範囲で市町村が定める。	保育短時間の就労時間の下限については、市の現状を踏まえ、1 か月当たり 64 時間とする。
優先利用	待機児童の発生状況、事前の予測可能性や個別ケースごとの対応等の観点踏まえ、調整指数上の優先度を高めることにより、「優先利用」を可能とする仕組みを基本とする。 優先利用の例示は以下のとおり ①ひとり親家庭（寡婦福祉法による配慮） ②生活保護世帯 ③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 ⑤子どもが障害を有する場合 ⑥育児休業明け 例） ・ 育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用しており、施設等の利用を再度希望する場合 ・ 育児休業取得前に認可外保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設、地位型保育事業の利用を希望する場合 ⑦兄弟姉妹（多胎児を含む。）が同一の保育所等の利用を希望する場合 ⑧小規模保育事業などの卒園児童 ⑨その他市町村が定める事由	市の現状を鑑み、適正な保育を確保するため、国基準を踏襲する。

こども・子育て支援に関する各種設備・運営基準関係条例(案)について

1. 策定する基準

条例を定めるに当たっては、政省令で定める基準に従い定めるべきもの「従うべき基準」と、政省令で定める基準を参酌して定めるべきもの「参酌すべき基準」を規定します。

(1) (仮称) 南相馬市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

(児童福祉法：第34条の16第1項、第2項)

- ・ 施設を認可する際の基準となるもの
- ・ 家庭的保育事業等
 - ア 小規模保育事業
利用定員6人以上19人以下の小規模な保育施設で、満3歳未満児に保育を提供する事業
 - イ 事業内保育事業
事業主が主として雇用する労働者の子どものほか、地域において保育を必要とする子ども(地域枠)にも保育を提供する事業
 - ウ 家庭的保育事業
保育者の居宅などにおいて、5人以下の3歳未満児に保育を提供する事業
 - エ 居宅訪問型保育事業
乳幼児の居宅において、南相馬市が認定した家庭的保育者が保育を行う事業

(2) (仮称) 南相馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

(児童福祉法：第34条8の2第1項、第2項)

- ・ 放課後児童健全育成事業(学童保育)を行う事業者が遵守すべき基準となるもの
- ・ 放課後児童健全育成事業(学童保育)
保護者が就業等により昼間家庭にいない小学生を対象に、その健全な育成を図るため、放課後等に学童保育の施設を利用して適切な遊びや生活の場を提供する事業

(3) (仮称) 南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案)

(子ども・子育て支援法：第34条第2項、第3項及び第46条第2項、第3項)

- ・ 市町村が、認可を受けている施設・事業者のうち、教育・保育給付の対象となる設備を確認するための基準

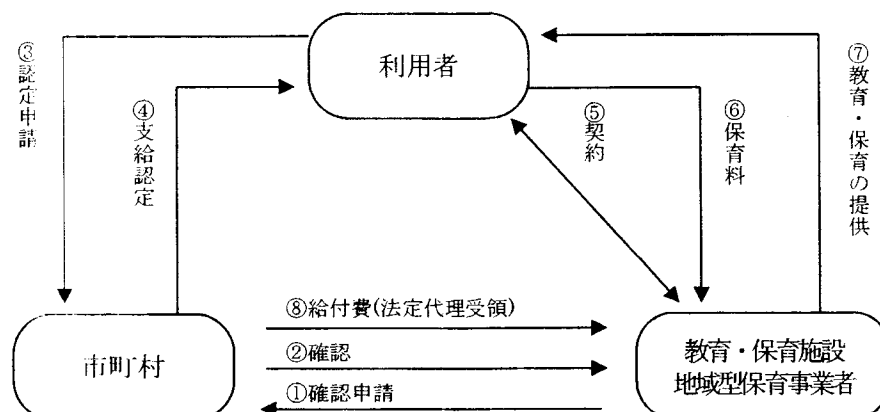
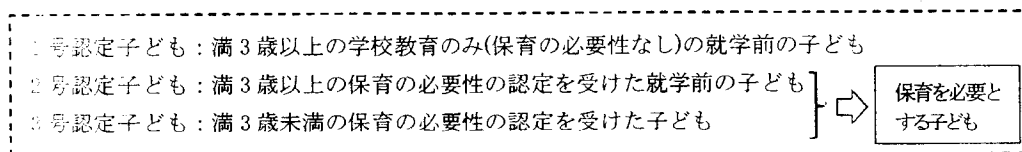
特定：市町村から給付対象として確認を受けたもの

教育・保育施設：認定こども園(幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型)、保育所、幼稚園
地域型保育事業：小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業

【参考】市町村、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者、利用者の関係

(子ども・子育て支援法：第19条第1項第1号～第3号)

保護者の申請を受けた市町村が支給認定（子どもの年齢や保育の必要性により、1号～3号の3区分による認定）したうえで、子どもが利用する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対して給付費(委託料)を支払う。



※ 私立保育所については、従来どおり、利用者と市町村との間での契約で、保育料は、直接市町村へ支払い、市町村から私立保育所へ委託料を支払う。

(4) (仮称) 南相馬市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準を定める条例 (案)

(子ども・子育て支援法：第19条1項第2号、子ども・子育て支援法施行規則)

- ・ 保育の必要性の事由
- ・ 区分（保育必要量）
- ・ 優先利用

※支給認定の有効期間は、保育の必要性の事由別に定められる予定です。

(5) 施行期日

① 南相馬市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (案)

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

② 南相馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (案)

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

- ③ 南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の設備に関する基準を定める条例（案）
子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。
- ④ 南相馬市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準を定める条例（案）
子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

2. 本市における基準策定の考え方

南相馬市が条例で定める基準については、国が示している基準と本市の実情を比較検討した結果、適当であると判断し、国の基準を用いて本市の基準を定めることとします。

3. 条例で定める基準案

別紙「子ども・子育て支援新制度に係る基準」（案）のとおりです。

【子ども・子育て支援新制度施行後の施設・事業の種類】

施設・事業の種類		認可	確認	給付
教育・保育施設	認定こども園 ①幼保連携型	都道府県, 指定都市, 中核都市	市町村 (南相馬市)	市町村 (南相馬市)
	認定こども園 ②幼稚園型 ③保育所型 ④地方裁量型	都道府県		
	保育所	都道府県, 指定都市, 中核都市		
	幼稚園・注1	都道府県		
地域型保育事業 (家庭的保育事業等) 注2, 基準(1)	①小規模保育事業 (6人以上19人以下, 満3未満児) A型…従事者の全員が保育士 ・保育士配置 乳児 3:1 1~2歳児 6:1 保育士1名を加える B型…従事者の半数以上が保育士 ・保育士等の配置数等はA型と同様 C型…従事者は市長が認めた者等 ・従事者配置 満3歳未満児 3:1 (保育補助者を置く場合は 5:2) ・利用定員 6人~10人 (経過措置あり)	市町村(南相馬市)	基準(3)	
	※ 地域型保育事業者 (居宅訪問型保育事業を 除く。)は、代替保育等 の提供が可能な転機施 設(保育所、幼稚園、認 定こども園)を確保す る。 ※ 居宅訪問型保育事業 業者は、適切な専門的支 援等の供与が受けられ るようあらかじめ連携 する観点から、児入所施設 等を確保する。			
	②事業所内保育事業 ※ 従業員の子ども+地域の保育を 必要とする子ども(地域枠) 保育所型(定員20人以上) …従事者の全員が保育士 ・保育士配置は保育所と同様 小規模型(定員19人以下) …従事者の半数以上が保育士 ・保育士配置はAB型と同様			
	③家庭的保育事業 (5人以下, 満3歳未満児) ・従事者は市長が認めた者等 ・従事者配置 満3歳未満児 3:1 (保育補助者を置く場合は 5:2) ④居宅訪問型保育事業 ※ 満3歳未満児 ・従事者は市長が認めた者等 ・従事者配置 満3歳未満児 1:1			

注1 新制度へ移行しない私立幼稚園は、従来どおり私学助成の対象となることから、上記に含めず。

2 「地域型保育事業」は、子ども・子育て支援法による①~④までの4事業の総称。

児童福祉法上は「家庭的保育事業等」と定義。

施 設 ・ 事 業 の 類 型	認 可	確 認	給 付
放課後児童健全育成事業…基準(2)	市町村(南相馬市)への届け出	—	市町村 (南相馬市)